



アジア・フォーカスチーム ニュースレター

2014年12月号

ベーカー・マッケンジー法律事務所は、アジア・太平洋地域に 17 の事務所からなるネットワークを有しております。アジア・フォーカスチームにおいては、かようなネットワークを最大限に活かし、アジア全域へ進出・事業拡大を検討する日本企業に対し、コーポレート、M&A、ファイナンス、紛争解決等、幅広い分野でシームレスなリーガルサービスを提供しております。本ニュースレターは、アジア各事務所にて執務する日本人弁護士が、現地における最新の重要な法律情報をお届けするものです。

東アジア



中国

● 外商投資産業指導目録改正、パブリックコメントを募集

中国国家發展改革委員会（以下「国家發改委」）は、11月4日付で外商投資産業指導目録（以下「目録」）の改正草案を国家發改委ホームページ上に掲載し、11月初旬から12月初旬までの一か月間、パブリックコメントを募集する方針を発表した。

同発表によれば、今回の改正は、経済のグローバル化という新たな情勢に対応し、積極的かつ主導的に開放政策を進めるとともに外資管理の方式を改め、さらに、経済ストラクチャーの調整及び改良に努め、透明性を一層向上させることを狙いとしている。具体的には、目録中の「制限類」¹項目を大幅に削減して外資持分比率の制限を緩和し、製造業及びサービス業の対外開放に重点を置いている。

改正草案は、2012年1月30日に施行された現行目録を改正するものであるが、「制限類」項目を現行の79項目から35項目に減らしている。特に大幅な削減がなされたのが製造業の項目であり、飲料製造業、たばこ製品業、印刷及び記録メディアの複製、石油化工・コークス製造及び核燃料加工業、化学原料及び化学製品製造業、医薬品製造業、化学繊維製造業等、幅広い分野が「制限類」リストから除外された。また、卸売業においては、直接販売・通信販売・ネット販売、オーディオ・ビジュアル製品（映画を除く）の流通（合作に限る）に対する制限も除外された。さらに、不動産業も全体が「制限類」リストから除外され、娯楽産業においては、映画館の建設・運営（中国側の持分支配）、大型テーマパークの建設・運営（中国側の持分支配）、娯楽施設の運営（合弁、合作に限定）などに対する制限も撤廃された。なお、改正草案のその他の特徴として、現行目録に多数見られた「合資・合作」あるいは「中国側持分支配」という外資持分比率の制限が、各業種で撤廃されたことも注目される。

本改正作業の背景には、中国経済の成長鈍化に歯止めをかけるため、中国国内企業の効率性を高め、国際的競争力を向上させるという中国政府のねらいがある。そのために、政府も市場の力を借りて非効率な国営企業の体制を改善することを目指してきたが、そのような改革の要請にもかかわらず、これまでは経済に対する政府のコントロールを緩めることには慎重な姿勢を示していた。パブリックコメントの結果により、今後改正案に対する変更が加わる可能性はあるものの、基本的な方向性としては、本改正が施行された場合は、日本企業にとっても中国投資の対象産業や手段の幅が広がることが予想され、今後も引き続き改正の動向に注視する必要がある。

¹ 「目録」では、産業業種ごとに「奨励類」、「制限類」、「禁止類」という区分を用いて分類している。また、以上3分類のいずれにも区分されない業種は「許可類」とされる。

中国に関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

折原康貴 Tel: 03-6271-9545 yasutaka.oriyama@bakermckenzie.com

山内理恵子 Tel: 03-6271-9890 rieko.yamauchi@bakermckenzie.com



韓国

● 有期雇用労働者法及び派遣労働者法の改正 — 非正規雇用労働者の保護拡充

2014年9月19日、非正規雇用労働者の保護を拡充する目的の下、韓国の有期雇用労働者法及び派遣労働者法が改正された。改正の概要は以下のとおりであり、いずれも雇用側の責任を厳格化している内容となっている。

- 非正規雇用労働者の差別的取扱いに対する是正命令の内容について、従来は当該差別的取扱いを当局に告発した非正規雇用労働者の取扱いの是正のみに限られるものと一般に理解されていた。しかし、今回の改正により、差別的取扱いの告発があった場合、(i) 告発のあった事業場の労働環境全般について雇用労働部が調査のうえ、非正規雇用労働者一般の取扱いの是正を要請できること、(ii) 雇用主が雇用労働部による要請に従わなければ、労働委員会が是正命令を発することができることとされた。
- 非正規雇用労働者に対する故意による差別的取扱い、又は繰り返し行われた差別的取扱いに責任があると認められた雇用主について、労働委員会により制裁金が課せられうると定められていたが、当該制裁金の上限は、従来、当該差別的取扱いから直接かつ現実に生じた損害に設定されていた。しかし、今回の改正により、当該差別的取扱いから直接かつ現実に生じた損害の三倍の額に引き上げられた。
- パート・タイム従業員の割増賃金について、従来、パート・タイム従業員の残業時間が法定の標準労働時間（一日8時間、週40時間）を超えない限り、雇用主は従業員に対し割増賃金を支払う必要はないとされていた。しかし、今回の改正により、パート・タイム従業員が残業した場合、当該従業員の通常の賃金の150パーセントに相当する割増賃金を支払わなければならないこととされた。

● 外国判決等の承認に関する規定の改正 — 承認要件の明確化

2014年5月20日、改正された韓国民事訴訟法の外国判決等の承認に関する規定が施行された。かかる改正は、外国判決等の承認の要件を明確化するものである。改正の概要は以下のとおりである。

- 損害賠償に係る外国判決等の承認の要件を規定する新たな条文が設置され、韓国の法律及び韓国が批准している条約の基本原則に照らし、通常認められる額を超える損害賠償を課す外国判決等の承認を拒絶することができることとなった。韓国の法律及び韓国が批准している条約の基本原則に照らし、通常認められる損害賠償の額を超えるか否かについては、当該外国判決等が支払を命ずる損害額に加え、弁護士費用や訴訟費用を含めて判断される。この条文は、同種の判断を下した地裁の裁判例を明文化したものである。また、韓国の裁判所は、損害賠償に係る外国判決等について、韓国の法律及び韓国が批准している条約の基本原則に照らし、通常認められる額を超える損害賠償が命じられているか、必ず確認しなければならないこととなった。
- 承認の対象については従来、外国判決に限られていた。しかし、改正により、承認の対象が判決と同一の効力を有する最終判断にも拡張されることとなった。

韓国に関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

杉山日那子 Tel: 03-6271-9516 hinako.sugiyama@bakermckenzie.com



香港

● 競争条例ガイドラインを公表

香港の競争事務委員会は、2014年10月9日、香港競争条例のガイドライン案を発表した。同委員会は現在ガイドライン案につき意見公募中であり、募集した意見に基づき同ガイドライン案を修正し、立法評議会との協議の上でガイドラインを完成させる予定である。競争条例が発効する前に修正を完成しなければならないが、現時点において想定されるガイドラインの効力発生日は2015年の年末である。

2012年に公表された競争条例においては、反競争的協定の禁止（第一行為ルール）及び優越的な市場支配力の濫用（第二行為ルール）に対する広範な制限を導入している。また、競争条例に違反すると、罰金が科せられる可能性があり、罰金の上限金額は競争条例を違反した企業の過去3年間の売上高の10%となっている。なお、競争事務委員会が競争条例の違反に関して調査する権限を有しており、競争事務裁判所だけが競争条例に違反するかどうかの判断を下す権限を有している。

競争条例ガイドラインは、競争事務委員会による競争条例の解釈を示し、競争条例の機能を明確にすることを目的としている。同委員会は以下の6つのガイドラインを発表し、意見を公募している。

- 第一行為ルール：香港における競争に悪影響を与える非競争的な合意に対する制限（競争者間における販売価格、マーケットシェア、入札に関する合意等）を対象とする。
- 第二行為ルール：香港における競争に悪影響を与える優越的地位の濫用に対する制限を対象とする。
- 競争事務委員会に対する申立ての方法
- 競争事務委員会による調査の手法：競争事務委員会は(a)申立ての受領段階、(b)第一の評価段階、(c)調査段階の三段階で調査を実施する。同委員会による強制的な情報収集権限及び手続きを含む。
- 企業結合・合併に関する規制
- 適用除外及び免除の申立てに関するガイドライン

香港に関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

折原康貴 Tel: 03-6271-9545 yasutaka.oriyama@bakermckenzie.com



台湾

● 「食品安全衛生管理法」の一部改正案、行政院で可決、罰則を大幅に強化

立法院は、2014年11月18日に、台湾における一連の食用油に関する偽装問題や、違法添加物を使った食品安全問題を巡って、衛生福利部により提出された「食品安全衛生管理法」の一部改正案を可決した。改正法の主要な改正点は以下のとおりである。

1. 過料の大幅な強化：

違法行為を未然に防ぐため、偽造品又は偽造、未許可食品添加物の添加に対する過料の上限を5千万新台幣ドルから2億新台幣ドルに引き上げる（改正案第44条）。

2. 法行為に対する罰則の強化：

- 偽造品又は偽造、未許可食品添加物の添加に対する懲役は、期間を従来の5年以下から7年以下に延長し、8千万新台幣ドル以下の罰金を併科することができる（改正案第44条）。

- 消費者の身体に被害が生じる場合は、1年以上7年以下の懲役、又は1億新台幣ドル以下の罰金を併科することができる。
- 消費者の身体に重大な被害が生じた場合は、3年以上10年以下の懲役、又は1億5千万新台幣ドル以下の罰金を併科することができる。
- 消費者が死亡した場合は、無期懲役又は7年以上の懲役、又は20億新台幣ドル以下の罰金を併科することができる。
- 上記罰金に関する修正は全て従前の10倍となる（改正案第49条）

3. 一事不再理効との関係での行政処分の迅速化：

- 第49条第5項の法人の罰金に関する規定の修正で、行政機関により法人に罰金を科すことは「一事不再理効」に反さないことを明確化した。
- 司法機関に被告人の雇用者の財産に対する差押えの権利を付与する（改正案第49条の1）。
- 改正前に第49条第5項の違反による最終的な判決が下された案件については、本改正による罰則の執行から免除されない（改正案第59条の1）。

台湾に関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

折原康貴 Tel: 03-6271-9545 yasutaka.oriyama@bakermckenzie.com

東南アジア



インドネシア

● 新保険法の成立

2014年9月23日、インドネシア議会において新しい保険法（保険に関する2014年法律第40号、以下「2014年保険法」）が成立し、2014年10月17日に施行された。2014年保険法の主要な内容は以下のとおりである。

- インドネシア国籍株主の保有要件に関する規制が明確化された。外資出資比率については今後制定される政令に委ねられることとなっている。
- 「コントローラー（Controller）」の概念の導入により、保険会社の取締役・監査役の決定を行う者や取締役・監査役の行為に影響力を有する者に対して、法人格を否認して保険契約者や被保険者等による責任追及を可能にしている。
- 二以上の生命保険会社、損害保険会社、再保険会社、チャリニア生命保険会社、チャリニア損害保険会社、チャリニア再保険会社の支配株主になることが禁止されている。
- 一定の状況において、保険会社の運営を行う法定管理人の選任を金融サービス庁が行う制度が導入された。
- 2014年保険法施行後10年経過後又はすべての保険積立金のうちチャリニア積立金が50%を超えた場合のチャリニア保険部門の保険会社からの切り離しを定めている。
- 保険契約者保護のための保険保証制度が導入された。
- アクチュアリー、公認会計士、保険査定人その他の専門家に関する登録及び適格性審査を金融サービス庁が行う制度が導入された。

- 外国保険業者に許容されてきた保険対象の範囲が限定された。
- 2014年保険法下ではインドネシアにおける再保険の拡大が図られている。
- 2014年保険法により行政罰及び刑事罰の厳格化が図られている。

上記法令に関する実質部分は今後制定される規則により定められる部分が多く、今後の動向を注視する必要がある。2014年保険法のより詳細な内容については、Hadiputranto, Hadinoto & Partners（ベーカー&マッケンジー、インドネシアオフィス）より11月付で発行された[クライアントアラート](#)（英語）を参照されたい。

インドネシアに関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

富本聖仁 Tel: 03-6271-9710 seiji.tomimoto@bakermckenzie.com



シンガポール

● シンガポール国際商事裁判所設立に関する法案が可決

2014年11月4日、シンガポール国際商事裁判所（Singapore International Commercial Court、SICC）設立に関する下記の法案の変更が可決された。

- Constitution of the Republic of Singapore (Amendment) Bill 2014
- Supreme Court of Judicature (Amendment) Bill 2014
- Legal Profession (Amendment) Bill 2014

SICCは、高等裁判所の一部門として設立され、そこで下された判決は、シンガポール最高裁判所の判決と同様に強制執行を行うことができる。SICCにおいては、シンガポール法だけではなく、外国法も取り扱われることとなり、シンガポール法についてはシンガポール法裁判官、外国法については外国法弁護士・裁判官などが取り扱うこととなる。

また、外国法弁護士はSICCに登録すれば、外国法について法廷弁護活動を行うことが可能であり、以下の2種類の登録制度が準備されている。

- トライアルを含めた法廷活動全般を行うことができる登録
- 書面の提出などの限定された法廷活動を行うことができる登録

シンガポールは現在仲裁地としてその地位を確立しているが、仲裁制度は費用が高くなる、時間がかかるなどの問題点もある。SICCは仲裁制度を補足する制度として、シンガポール法務省が中心となってすすめている制度である。もっとも、SICCの判決を外国において承認・執行することができるのか、当事者がSICCにおいて紛争を解決する旨の合意をしなければならないなどの問題点も存する。

● シンガポール国際調停センター及びシンガポール国際調停機関が運営開始

2014年11月5日、シンガポール国際調停センター（Singapore International Mediation Centre、SIMC）、及びシンガポール国際調停機関（Singapore International Mediation Institute、SIMI）が運営を開始した。

SIMCは国際的な紛争の調停に特化した調停センターである。上記のSICC、シンガポール国際仲裁センター（Singapore International Arbitration Centre、SIAC）とともに、SIMCは国際的な紛争解決のための機関である。SIMCは他の法域のMemorandum of Understandingを締結し、他国の調停機関と連携して調停を通じた国際的紛争解決のためのプラットフォームを提供する予定である。なお、シンガポールにはシンガポール調停センター（Singapore Mediation Centre、SMC）が存するが、今後もSMCは存続し、国内の調停により特化していくこととなる。

また、SIMIはSIMCなどに登録する調停委員のためのトレーニングなどを担当する機関である。

SIMCの運営の開始とともに、SIMC及びSIACは連携して、Arbitration-Mediation-Arbitration (Arb-Med-Arb) 制度が開始することを発表した。Arb-Med-Arb 制度とは、仲裁を開始し、一定の主張が出揃った段階で調停を行い、仮に調停で和解が成立した場合、Consent Award (和解の内容を仲裁判断としてまとめ、国内外における承認・執行を確保する制度)を行うことができるようにする制度である。仮に、調停で和解が成立しなかった場合、仲裁に再度、移行することとなる。Arb-Med-Arb 制度を導入するには、当事者は、以下のような紛争解決条項に合意することが推奨されている。

All disputes, controversies or differences (“Dispute”) arising out of or in connection with this contract, including any question regarding its existence, validity or termination, shall be referred to and finally resolved by arbitration in Singapore in accordance with the Arbitration Rules of the Singapore International Arbitration Centre (“SIAC”) for the time being in force.

The parties further agree that following the commencement of arbitration, they will attempt in good faith to resolve the Dispute through mediation at the Singapore International Mediation Centre (“SIMC”), in accordance with the SIAC-SIMC Arb-Med-Arb Protocol for the time being in force. Any settlement reached in the course of the mediation shall be referred to the arbitral tribunal appointed by SIAC and may be made a consent award on agreed terms.

また、SIMCにかかる費用は、非常に低廉なものとするように規定されているところ、この点でも多大な費用がかかる仲裁手続の弱点を補足するともいえよう²。

上記のようにシンガポールは、SICC、SIMCを設立を進め、SIACを含めて、それぞれの機関が協力し合い、国際紛争解決のためのプラットフォームを提供している。今後、アジア投資に際して、どのような紛争解決条項に合意していくべきか、事案に応じて柔軟に検討していく必要があると言えよう。

● SGX セカンダリーリスティングルールの変更

2014年11月3日、シンガポール証券取引所(SGX)は、セカンダリー上場に関するルールを変更した。

新しいルールでは、既に他の22のDeveloped Markets (先進国市場)においてプライマリー上場を行っている会社について、SGXとの協議義務を免除することを規定する。具体的には、セカンダリーリスティングルール9章、10章、及び13章における義務が免除(217条及び751条を除く)されることとなる。22のDeveloped Marketsと規定された国には日本も含まれているため、日本においてプライマリー上場を行っている企業に対しては当該免除が可能となる³。

なお、22のDeveloped Marketsとされた以外の国については、SGXとの協議が依然として必要となる。

シンガポールに関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

栗田哲郎 Tel: 03-6271-9522 (日本)、+65-8183-5114 (シンガポール)
tetsuo.kurita@bakermckenzie.com



タイ

● 保証及び抵当権に関するタイ民商法典の改正：保証人及び抵当権設定者の保護の拡大

タイ民商法典上の保証及び抵当権に関する規定が近く改正される予定である(以下「改正法」)。改正法案は立法手続きにおいて既に可決されており、間もなく施行される見込みである。

² SIMCのホームページ <http://simc.com.sg/>

³ フィーに関する規定 <http://simc.com.sg/our-fees/administrative-fees/>

主要な改正点

改正法の主たる目的は、保証人及び抵当権設定者の保護をはかる点にあり、債権者及び抵当権者は以下のような影響を受けることとなる。

主要な改正点	結果	影響
保証債務への補充性（主たる債務者が履行しない場合に履行を要する2次的な債務であること）の付与	補充性を有しない連帯保証は無効となる。	保証人は債権者に対し催告・検索の抗弁権が認められる。
将来の債務又は条件付き債務に対する保証債務の詳細を規定する必要	将来の債務又は条件付き債務に対する保証契約は、保証債務の詳細（目的、主たる債務、保証極度額及び保証期間）について規定する必要がある。当該要件を遵守しない保証契約は無効となる。	無限定な根保証は許容されないこととなった。
主たる債務者の債務不履行の場合に保証人及び物上保証人に対して通知を行う必要	主たる債務者が債務不履行となった場合、債権者は保証人に対して債務不履行の日から60日以内に通知を行うことを要する。これを怠った場合、保証人は60日以降に発生し得る遅延利息又は遅延損害を負わないこととなる。 抵当権実行に先立ち、被担保債権者は物上保証人に対して、債務者に対する支払請求から15日以内に通知を送付しなければならない。これを怠った場合、物上保証人は15日以降に発生し得る遅延利息又は遅延損害を負わないこととなる。	債務不履行に関する通知の要件は、改正法施行前に設定された既存の保証及び抵当権に対しても遡及的に適用される。 債権者は、主たる債務者の債務不履行発生の際に保証人に対して通知を行うことが求められる。
物上保証人の責任を抵当物件のみに限定	物上保証人に対して抵当権実行時に被担保債権の不足額を填補する責任を負わせる条項は無効となる。 抵当権設定契約又は別個の契約において規定されているかにかかわらず、物上保証人が以下の責任を負う条項は無効となる。 (i) 抵当物件の価値以上の責任を負うこと、又は (ii) 主たる債務の保証人として責任を負うこと	物上保証人は、（被担保債権である）主たる債務について保証人となることはできない。
抵当権者に対して競売を請求できる抵当権設定者の権利	裁判所に対して訴えを提起することを要せず、被担保債権の支払期限が経過後、抵当権設定者は抵当権者に対して抵当物件の競売を行うよう求める通知を送付することができる。ただし、当該抵当物件について登記されている他の抵当権又は優先権が存在しない場合に限る。	抵当権設定者からの通知受領後1年以内に競売を行うことを怠った場合、抵当権設定者は1年以降に発生し得る遅延利息又は遅延損害を負わないこととなる。

改正法施行後に設定される保証及び抵当権への影響

改正法施行後に設定される新たな保証及び抵当権は、改正法の上記要件を遵守しなければならない。加えて、保証契約及び抵当権設定契約に基づく当事者の権利及び義務は、改正法に従い変更される。特に、保証人の負う保証債務に補充性を認めず、タイ民法典の条項に抵触する取決めを定めた保証契約は、無効となる。改正法施行後は、上記のような内容を含む保証契約に基づく権利を執行しようとする場合、債権者の権利は厳格に制限されることとなる。

改正法施行前に設定された既存の保証及び抵当権への影響

改正法は同法施行前に設定された既存の保証及び抵当権に対しても遡及的に適用されることとなる。主要な遡及的効果は以下の通りである。

1. 保証

債権者は、主たる債務者の債務不履行発生のたびに保証人に対して通知を行うことが求められる。

2. 抵当権

- 物上保証人の責任は抵当物件のみに限定される。
- 抵当権実行に先立ち、被担保債権者は物上保証人に対して、債務者に対する支払請求から 15 日以内に通知を送付しなければならない。これを怠った場合、物上保証人は 15 日間以降に発生し得る遅延利息又は遅延損害を負わないこととなる。

上記の通り、改正法により保証人及び抵当権設定者の保護が拡大されることとなる。改正法には遡及的に適用される規定が存することから、既存の保証及び抵当権設定も影響を受ける点に留意する必要がある。

タイに関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

勝山正雄 Tel: 03-6271-9517 masao.katsuyama@bakermckenzie.com



フィリピン

- 司法省と証券取引委員会、証券取引委員会への M&A 申請書類を司法省に回付することを同委員会に求める覚書 (MOA) を締結

2014 年 7 月 23 日、フィリピン共和国の競争当局である DOJ (司法省) と SEC (証券取引委員会) は、証券取引委員会に申請された M&A の申請書類を司法省に回付することを同委員会に求める覚書 (Memorandum of Agreement, MOA) を締結した。今後は、同 MOA に基づいて司法省が、予定されている M&A が競争に与える影響力を事前審査し、発見事項や注意事項を証券取引委員会に報告することが義務付けられることとなる。同 MOA は 2014 年 8 月 7 日に発効した。司法省は、今後想定される M&A が、現在の競争法や取引規制に違反するか否かに関する審査に適用されるガイドラインを作成中である。

同 MOA の具体的内容及び、MOA が M&A に及ぼし得る影響に関するより詳細な分析については [Quisumbing Torres in the Philippines](#) (バーカーアンドマッケンジー、マニラオフィス) より 10 月付で発行された [クライアントアラート](#) (英語) を参照されたい。

フィリピンに関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

寺田 万里子 Tel: 03-6271-9536 mariko.terada@bakermckenzie.com



ベトナム

● 外国組織・外国人に住宅の所有を認める住宅法の可決

国会は、2014年11月25日、外国企業及び外国人に住宅購入を認める住宅法を可決した。住宅法では、一定の制限は残るものの、予想されていたよりも広い範囲で外国企業・外国人の住宅購入を認めている。ベトナムの不動産市場の活性化を狙い外国人による住宅所有を認めるよう長く議論が続けられてきたが、住宅法の可決により、特に高級住宅の不動産市場における需要の活性化に期待が集まっている。

住宅法における主要な点は以下のとおりである。

住宅所有が認められる外国人

住宅法では、以下の外国人に対して住宅の所有を認めている。

- ベトナムへの入国が許可される外国人
- ベトナム人と婚姻関係にある外国人

従前は、ベトナム人と婚姻関係にある外国人のほかは、投資法に基づきベトナムに投資を行う外国人、ベトナムで事業を行う企業において経営者の地位にある外国人、ベトナムに貢献し国家主席又は首相から承認を受けた外国人、学士卒以上保有かつベトナムで必要となる特別な専門、経験、技術を有する外国人など、厳しい条件が課されていた。また、1年以上のベトナム滞在を認められていることも条件であり、これらの条件を満たしても、コンドミニアムにおける民間向け住戸1戸のみの所有しか認められていなかった。したがって、住宅法においては、住宅が所有できる条件が緩和されたといえる。

住宅所有が認められる外国組織

住宅法では、以下の外国組織に対して住宅の所有を認めている。

- ベトナム法に基づき住宅プロジェクトに投資する外国法人
- ベトナムにおける外資系企業（支店、駐在事務所を含む）
- ベトナムでの事業ライセンスを受けた外資系ファンド及び外国銀行の支店

所有できる住宅の種類

外国組織・外国人は、民間向けコンドミニアム、アパート、戸建て住宅（ヴィラ及びタウンハウス）の所有が認められる。

所有の形態

外国組織及び外国人は、購入、所有権留保付の購入、贈与、相続の方法により住宅を所有することができる。また、適切に区画された土地において、居住用住宅を建設することも認められる。

所有者としての権利

住宅を所有する外国組織及び外国人は、ベトナム人と同様に、所有する住宅につき、売却、担保設定、賃貸、現物出資、贈与、遺贈、交換などを行うことができる。

ただし、次のような制限が課される。賃貸を行う場合には、管轄当局への通知を行わなければならない。また法令に従い納税を行わなければならない。さらに、外国組織は、自らの従業員の居住目的でのみ所有する住宅を使用することができ、それ以外の目的（オフィスとして賃貸するなど）で使用することは認められない。

加えて、譲渡代金は、ベトナム国内の認可を受けた金融機関を通じて支払わなければならない。

所有できる住宅数の上限

外国組織及び外国人が住宅を所有することは認められるものの、その戸数には一定の制限が課されている。

コンドミニアム1棟につき、外国組織・外国人が所有できるのは全戸数の上限30%までである（コンドミニアムが多数所在する地域では、上限数は首相が決定する。）

また、地区行政レベルと同等の人口を有する区域では、外国組織・外国人が所有できる戸建て住宅の戸数は上限250戸である。

パイロット・スキームでは、個別案件毎に、1棟の建物全体が外国組織・外国人に対して売却可能と指定されていたが、住宅法では外国組織・外国人の所有割合に対する制限を異なる方法で行っている。もっとも、この上限戸数の制限を実際に施行し監視するには、地方の建設局における住宅登録などの新たなシステムが必要となると考えられる。また、上限を超過した場合の制裁は現時点では定められていないが、所有権に対して何らかの制限が課される可能性もある。

所有権の期間

外国人は、最長50年の住宅に対する所有権が認められ、申請により延長が可能である。ベトナム人と婚姻関係にある外国人は、期間制限のない所有権を取得できる。

外国組織は、住宅の所有権が、投資許可証で認められた投資期間に限られる。

住宅法は、2015年7月1日から施行される。もっとも、住宅法を施行するには、これから政令及び省令においてさらに詳細を定める必要がある。

ベトナムに関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

松丸知津 ホーチミン事務所勤務 Tel: +84-4-3520-2667 chizu.matsumaru@bakermckenzie.com



マレーシア

● 反マネーロンダリング・テロリスト資金提供禁止令（2014）の施行

反マネーロンダリング・テロリスト資金提供禁止令（2014）（The Anti-Money Laundering and Anti-Terrorism Financing (Security Council Resolutions) (Al-Qaida and Taliban) (Amendment) Order 2014：以下「改正令」）が2014年9月10日に施行された。

マレーシアにおいてマネーロンダリングやテロリストの活動に関する資金提供を禁ずる法律は、2001年反マネーロンダリング・テロリスト資金提供禁止法（the Anti-Money Laundering and Anti-Terrorism Financing Act 2001）である（以下「反テロリスト法」）。

テロリストによる活動に対する資金提供を厳格に禁じ、国連安全保障理事会（以下「国連安保理」）の決議を実効性のあるものとすべく、同法はマレーシアの内務相（Minister of Home Affairs）に対して、66C条及び66D条に基づき一定の権限を付与している。さらに同条は、反マネーロンダリング・テロリスト資金提供禁止令（2011）（the Anti-Money Laundering and Anti-Terrorism Financing (Security Council Resolutions) (Al-Qaida and Taliban) Order 2011：以下「旧政令」）の施行により実効性を付与されている。これは国連安保理がアルカイダ、ウサマ・ビン・ラディン及びタリバンに対して発動した制裁処置を実効あらしめるためのものであった。

旧政令は1999年の国連安保理の決議で採択されたアルカイダ関連の制裁リストに言及しているが、改正令は2011年の国連安保理の決議で採択されたタリバン関連の制裁リストに言及するものである。この制裁リストには、近時の改正により、最近問題になっているイスラム国（ISIS）と関係があると認められた個人や団体も含まれている。

1. 特定法人との取引の禁止

改正令は、反テロリスト法 66B(3)条と併せて、いかなる者も直接あるいは間接にそれと知った上で以下の行為を行うことを禁じている。

- アルカイダ関連及びタリバン関連の制裁リストの双方で特定されている法人（以下「特定法人」）に使われることを意図し、あるいは知りながら、資産を供給等すること。
- 特定法人の資産を取り扱うこと、あるいは同資産に関する金融あるいは関連サービスを提供すること。
- 特定法人の利益となるよう資産その他金融あるいは関連サービスを融通すること。
- 上述の行為を引き起こし、幫助あるいは促進し、又はその意図を有する活動に従事すること。

2. 特定法人に対する資金提供に関する無過失責任

旧政令では、内務相の許可なくして特定法人（あるいはそのために活動するあらゆる者）に資金あるいは便益を提供した者は 100 万マレーシア・リングgit 以下の罰金及び/又は 1 年以下の懲役の刑事罰を課す旨規定している。

3. 報告義務

反テロリスト法の 66B 条違反の行為を知得した者は、これを直ちに関係当局に報告・開示しなければならない旨同法は規定している。

4. 資産凍結措置等

反テロリズム法に関する報告義務を有する団体は、法令上以下の措置を採らなければならない。

- 遅滞なく特定法人の資金（かかる特定法人が直接・間接に所有もしくは管理する資産あるいは法人から生み出される資金を含む）を凍結すること。
- 同団体が特定法人が所有もしくは管理する資産を管理するか調査の上、半年おきにその結果を所轄の関係当局に報告しなければならない。

このような報告義務を有する団体には、金融機関、法律事務所や会計事務所が含まれる。これらの団体は、同法の規律に加え、同団体を所轄する関係当局（マレーシア中央銀行や証券取引委員会など）が発行するガイドラインも遵守しなければならない点は留意が必要である。

2014 年 9 月 1 日に施行された反テロリスト法の改正により、同法違反の罰則が厳罰化され、上述の特定法人との取引の禁止（同法 66B(3)条）に違反した者は 300 万マレーシア・リングgit 及び/又は 5 年以下の懲役に服することになった。これに伴い、同法が適用される可能性のある法人は、制裁リストを随時確認の上、反テロリスト法を遵守することを確保しなければならない。

さらに、顧客あるいは供給元などの取引先に関するデュー・ディリジェンスが、今まで以上に重要なものとなってくる点には留意されたい。反テロリスト法違反の罰則は、違反を犯した法人のみならず、その役職員等その運営に関わる個人に対しても課されるものである点には注意が必要である。

このため、同法を厳格に遵守するにあたっては、取引先や従業員のスクリーニングの手続き及びこれらのプロセスに関する従業員のトレーニング、取引先のデュー・ディリジェンスを含む同法の遵守に関する内部規定の策定、さらには同ポリシーを精読した旨確認する従業員あるいは取引先が署名するレターの準備等が検討されなければならない。

マレーシアに関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

木村裕 Wong & Partners (ベーカー&マッケンジーのメンバーファーム)

クアラルンプール勤務 Tel: +603-2298-7888 yutaka.kimura@bakermckenzie.com



ミャンマー

● 新汚職防止法の執行状況

ミャンマーでは、2013年8月に成立、9月から施行されている新汚職防止法（Anti-Corruption Law）に基づき、2014年2月に汚職に関する調査権限を有する汚職撲滅委員会が発足した。同委員会は現に立法、行政、司法の公職に就いていない15名の委員で構成するとされているところ、実際には、元公務員、元大使、元軍人等が任命されている。

現政権は、海外からのミャンマー投資を妨げる一因となっていた、同国に蔓延する汚職を根絶し投資の呼び込みを図るべく新汚職防止法の制定などの取り組みを続けている。同法の施行もあって、世界腐敗認識指数における同国の順位は2012年の175か国中172位から2013年には157位に上昇し、カンボジアを抜きASEAN最下位を脱出したところである。

しかしながら、新汚職防止法は、旧法と異なり、贈賄側にも7年以下の懲役及び罰金という罰則を科することとなった一方で、非常に広範な「賄賂」の定義を有しており、一見するとなんでも賄賂に該当すると解釈される余地がある。この点に関する公的解釈が待たれるところであるが、現時点で、いまだ新汚職防止法に基づく摘発事例は見当たらず、汚職撲滅委員会による実際の調査事例にも接していない。

具体的には、同法は、「賄賂」に関し、金銭、商品、贈物、サービス、接待その他無料で供与されるいかなる非公式の利益であっても「賄賂」に含まれると定義している一方、米国のFCPAやOECD条約に設けられている「facility payment」に関する規定を有していない。したがって文理解釈上はすべての贈答又は接待が賄賂に該当し摘発される可能性があることとなる。しかしながら、このような法律の構成にかかわらず、ミャンマーにおいても、やはり、いわゆる社交儀礼、慣習、一般常識の範囲内のプレゼント等は許されると解釈されており、同国に進出する日本企業にとってはその線引きが頭の痛い問題となっている。

この点につき、新汚職防止法の施行後、テイン・セイン大統領が、公務員に対して、30万チャット（約300米ドル）までの贈答であれば受領してもよいと述べ、同旨の通達が発布されたと報道されている。しかし、その後この金額については相当な批判があったともされ、我々が関係省庁に照会した範囲では、この金額を目安としてよいと回答したところはなかった。したがって、ミャンマーで社交儀礼の範囲内として許される金額は300ドルより相当低いものであると考えたほうが無難であると思われる。他方、たとえばビジネスランチ代の負担などの限られた場合を除き、いわゆる「接待」（entertainment）はその金額を問わず許されないとする見方が多いようである。

いずれにしても、ミャンマーにおいて、贈答等を行う場合は、領収書や請求書などの書類を保存し、それが賄賂に当たらないことにつき記録を残し証拠化しておくことが重要である。

ミャンマーに関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

穂高弥生子 Tel: 03-6271-9461 yaeko.hodaka@bakermckenzie.com

南アジア



インド

● REIT 法制に関する信託法の改正

2013年10月10日、インド証券取引委員会（Securities and Exchange Board of India、SEBI）は、REIT 法制に関する改正案についてのパブリックコメントを求めていたところ、2014年9月26日、REIT 法制に関する信託法の改正案が公表され、インドにおける REIT 法制の概要が発表された。

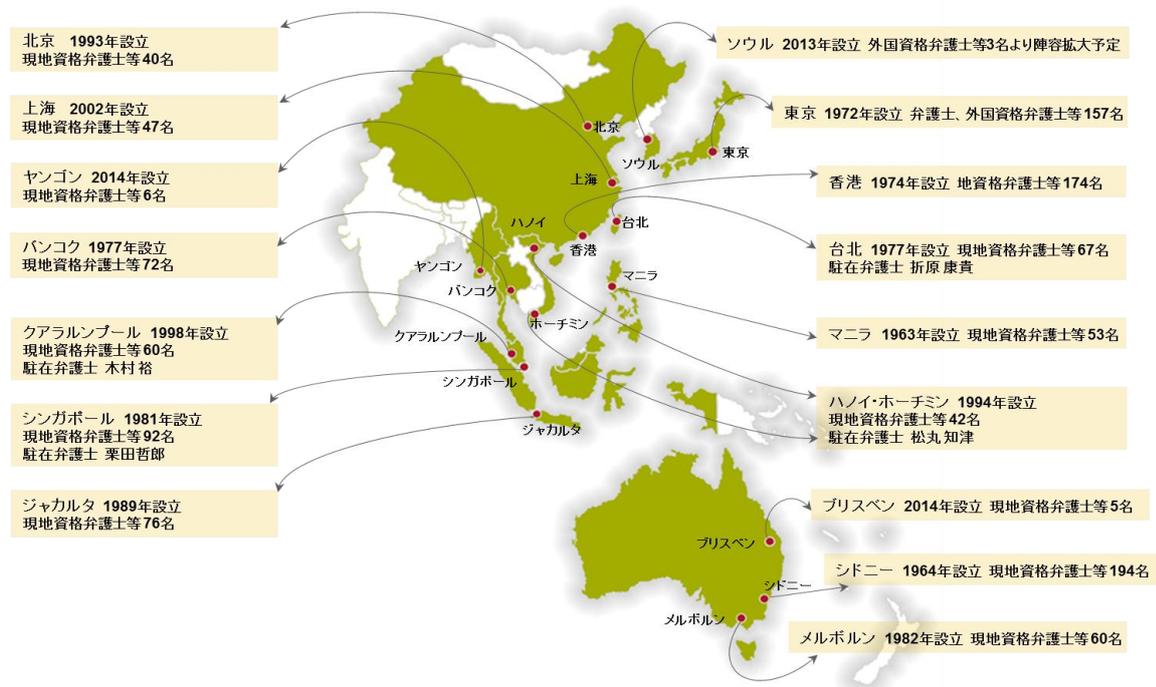
インドの REIT 法制は、1882 年インド信託法 (Indian Trusts Act, 1882) 及び関連法規によって規定されており、投資対象、投資家、スポンサーなどに対する種々の規制がかけられている。例えば、インドにおける REIT は更地、農地などには投資することはできず、2 以上のプロジェクトに投資しなければならない。また、REIT においては、最低 200 名の投資家がいなければならない、200 名以下となった場合は、受託者は上場廃止の申請を行わなければならない。REIT のスポンサーは、スポンサー全体で 15% 以上の REIT のユニットを保有しなければならない、かつスポンサーは個別に 5% の REIT のユニットを保有しなければならないなどの種々の規制を受ける。

インドに関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

鈴木泰治郎 Tel: 03-6271-9701 taijiro.suzuki@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジーのアジア・太平洋地域のネットワーク

ベーカー&マッケンジーは、アジア・太平洋地域に17の事務所からなるネットワークを有するアジア最大規模の法律事務所です。アジア各地で日本人弁護士が執務し、日本企業のニーズに即したきめ細かいリーガルサービスを提供しております。



For more information

本ニュースレターに
 関するお問い合わせ先

アジアフォーカスチーム

栗田哲郎

シンガポール法・日本法・NY州法
 弁護士

シンガポール：
 +65 6434 2547 (Desk)
 +65 8183 5114 (Mobile)

東京：
 03 6271 9522 (Desk)
 090 1612 2143 (Mobile)

tetsuo.kurita@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所
 (外国法共同事業)
 〒106-0032
 東京都港区六本木 1-9-10
 アークヒルズ仙石山
 森タワー28F
 Tel 03 6271 9900
 Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

Privacy Policy

ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者又はこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

本書面に関し、ベーカー&マッケンジー法律事務所又はその所属専門家その他の所員(以下併せて「当事務所」といいます)に対して、電子メール等により返信をお送りいただくときは、その返信によって直ちに送信者と当事務所との間に何らかの専門職業務の委任関係が成立するわけではないことにご留意下さい。

本書面の内容に関するか否かに関わりなく、当事務所との委任関係が成立するためには、当事務所が受任を承諾することが必要となります。こうした事前の受任承諾か、又は少なくとも受任前の事前相談を受けることへの承諾がなされていない限り、当事務所に対して秘密又は非公知と思われる情報を送付しないようお願い致します。かかる承諾がないまま送付された情報は、すべて非秘密又は公知の情報とみなされ、守秘の対象外となります。

本ニュースレターは、クライアントの皆様へ最新の重要な法律情報等をご提供する目的で配信しております。貴社内にてこのたびのトピックにご関心をお持ちの方々や関連業務のご担当者、役員の方々にご転送いただけましたら幸いです。